

旭川医科大学契約細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年4月1日学長裁定)

旭川医科大学契約細則の一部を改正する細則

旭川医科大学契約細則（令和元年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(契約書の記載事項)</p> <p>第40条 会計規程第17条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のしない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 契約の履行場所</p> <p>(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法</p> <p>(3) 監督及び検査</p> <p>(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>(5) 危険負担</p> <p>(6) <u>契約不適合責任</u></p> <p>(7) 契約に関する紛争の解決方法</p> <p>(8) その他必要な事項</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴</p>	<p>(略)</p> <p>(契約書の記載事項)</p> <p>第40条 会計規程第17条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のしない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 契約の履行場所</p> <p>(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法</p> <p>(3) 監督及び検査</p> <p>(4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>(5) 危険負担</p> <p>(6) <u>かし担保責任</u></p> <p>(7) 契約に関する紛争の解決方法</p> <p>(8) その他必要な事項</p> <p>(略)</p>

い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。

別記第1号（第37条関係）

製造請負契約基準

この基準は、製造に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

第1（略）

2～4（略）

5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6～11（略）

（略）

（権利義務の譲渡等）

第4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、請負の目的物及び第23第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者は、信用保証協会の流動資産担保融資保証制度を利用するために売掛債権を担保として提供しようとする場合には、第1項本文の規定にかかわらず、当該売掛債権を担保に供することができる。

4 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る請負に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。（新設）

別記第1号（第37条関係）

製造請負契約基準

この基準は、製造に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

第1（略）

2～4（略）

5 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6～11（略）

（略）

（権利義務の譲渡等）

第4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、請負の目的物及び第22第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者は、信用保証協会の流動資産担保融資保証制度を利用するために売掛債権を担保として提供しようとする場合には、第1項本文の規定にかかわらず、当該売掛債権を担保に供することができる。

5 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る請負以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。（新設）

（略）

（支給材料及び貸与品）

第11 発注者が受注者に支給する製造材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する製造機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないとき、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

（略）

（著しく短い完納期限の禁止）

第15 発注者は、完納期限の延長又は短縮を行うときは、この請負に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により請負等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。（新設）

（略）

（支給材料及び貸与品）

第11 発注者が受注者に支給する製造材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する製造機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないとき、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適當でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

（略）

第16～第23 (略)

(契約不適合責任)

第24 発注者は、引き渡された製造目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。 (新設)

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(新設)

(3) 請負の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。 (新設)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
(新設)

(削除)

第15～第22 (略)

(瑕疵担保)

第23 発注者は、製造目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して、製造目的物の引渡しを受けた日から1年以内にその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、製造目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者が、その瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

3 発注者は、製造目的物が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、同項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に同項の権利を行使しなければならない。

4 第1項の規定は、製造目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(略)

(契約保証金)

第26 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、国立大学法人旭川医科大学に帰属するものとする。

(発注者の催告による解除権)

第27 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第4第5項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。 (新設)

(2) 正当な理由なく、製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。

(3) 完納期限内又は完納期限経過後相当の期間内に製造を完了する見込みが明らかでないとき。

(4) 正当な理由なく、第24第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(削除)

(略)

(契約保証金)

第25 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、国立大学法人旭川医科大学に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第26 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により完納期限内又は完納期限経過後相当の期間内に製造を完了する見込みが明らかでないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第28第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）

が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の催告によらない契約解除権）（新設）

第28 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。（新設）

(1) 第4第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第4第5項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該請負以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を給付することができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された請負の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び製造しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の給付債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第27の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第32又は第33の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時製造請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると

認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

(削除)

(削除)

(発注者の任意解除権) (新設)

第29 発注者は、製造が完了するまでの間は、第27又は第28の規定

2 前項の規定によりこの契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第27 発注者は、製造が完了するまでの間は、第26第1項の規定によ

によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除の制限) (新設)

第30 第27各号又は第28各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第27及び第28の規定による契約の解除をすることができない。 (新設)

(受注者の催告による解除権)

第31 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(削除)

(削除)

(受注者の催告によらない契約解除権) (新設)

第32 受注者は、天災その他避けることのできない事由により、製造を完了することが不可能又は著しく困難となったときは、契約を解除

るほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、製造の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 第20第2項後段の規定は、前項の検査について準用する。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間において協議して定める。

(受注者の解除権)

第28 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により製造を完了することが不可能となったとき。

(2) 天災その他避けることのできない事由により、製造を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。

することができる。(新設)

(削除)

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除の制限) (新設)

第33 第31又は第32に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第31又は第32の規定による契約の解除をすることができない。 (新設)

(不正行為に伴う契約解除)

第34 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他受注者の不正が発覚したとき。

2 (略)

(解除に伴う措置)

第35 発注者は、この契約が給付の完了前に解除された場合におい

2 第27第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(不正行為に伴う契約解除)

第29 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他受注者の不正が発覚したとき。

2 (略)

(解除に伴う措置)

第30 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分

ては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度の破壊、分解又は試験により検査をすることができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が給付の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が給付の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第27、第28又は第36第3項の規定によるときは発注者が定め、第29、第31又は第32の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

6 請負の完成後に契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して

を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度の破壊、分解又は試験により検査をすることができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第26の規定によるときは発注者が定め、第27又は第28の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

決める。（新設）

（発注者の損害賠償請求等）（新設）

第36 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。（新設）

(1) 完納期限内に給付を完了することができないとき。

(2) この請負の目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第27又は第28の規定により、請負の目的物の給付後に契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額（単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額（契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額））の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。（新設）

(1) 第27又は第28の規定により、請負の目的物の給付前に契約が解除されたとき。

(2) 請負の目的物の給付前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。（新設）

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。（新設）

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。（新設）

6 第2項の場合（第28第9号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第26の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。（新設）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第37 受注者は、この契約に関して、第34第1項の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

2 受注者は、契約の履行を理由として前項の違約金を免れることができない。（新設）

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 受注者はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。（新設）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第31 受注者は、この契約に関して、第29第1項の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 前各項の規定は、第21の規定による製造目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

(受注者の損害賠償請求等) (新設)

第38 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。(新設)

(1) 第31又は第32の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第22第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。(新設)

(契約不適合責任期間等) (新設)

第39 発注者は、請負の目的物に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。(新設)

2 前項の通知は、不適合の種類やおおよその範囲を通知する。(新設)

3 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。(新設)

4 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適

3 前2項の規定は、第20の規定による製造目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

合に関する受注者の責任は、民法の定めるところによる。（新設）

5 引き渡された請負の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をする事ができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。（新設）

（賠償金等の徴収）

第40 （略）

（個人情報に係る秘密の保持）（新設）

第41 受注者は、発注者から提供された「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」第2条第1項に規定する個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（以下「個人情報」という。）がある場合は、当該個人情報を次の各号の定めに従って取り扱わなければならない。（新設）

(1) 個人情報について秘密保持の義務を負うものとし、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。なお、契約期間の終了後も同様とする。

(2) 個人情報を利用するに当たっては、この契約を履行するため必要な場合に限るものとし、当該契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。

(3) この契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

(4) 個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

(5) この契約の履行後、個人情報を消去するとともに発注者から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を発注者に返却又

（賠償金等の徴収）

第32 （略）

は受注者の責任において消去処分しなければならない。

(6) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うため管理方法及び管理体制を定め、これを書面により発注者に通知するとともに、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を管理しなければならない。

2 受注者は、前項各号に定めるもののほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。（新設）

3 発注者は、受注者の個人情報の管理の状況について、受注者の事業所、事業場等において臨時に検査することができる。この場合において、受注者は、発注者から改善要求等があったときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。（新設）

4 受注者は、個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに発注者に連絡しなければならない。（新設）

5 受注者は、発注者の事前の書面による承諾のない限り、この契約の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。第6項、第7項及び第8項において同じ。）に委任又は請け負わせてはならない。（新設）

6 受注者は、この契約の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講じなければならない。また、受注者は、当該第三者との契約書等に次の各号に定める事項を明記するとともに、当該第三者における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。（新設）

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再々委託の制限又は事前承認等再々委託に係る条件に関する事

項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

7 受注者は、この契約の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、この契約に係る個人情報の当該第三者における管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。ただし、必要に応じて発注者自らが当該検査等を行うことができるものとする。(新設)

8 前2項は、個人情報の取り扱いに係る業務について当該第三者が別の第三者に再々委託を行う場合に準用するものとし、以降も同様とする。(新設)

9 前各項に違反し、個人情報の漏えい等の損害が発生した場合は、受注者はその賠償責任を負うものとする。(新設)

10 発注者は、受注者が前各項に違反した場合は、直ちに契約を解除することができるものとする。この場合においても、受注者は前項の賠償義務を免れないものとする。(新設)

(受注者の誓約義務) (新設)

第42 受注者は、本学が発注者となる製造に関する請負契約に当たり、次の各号を遵守した契約を行うことを誓約しなければならない。(新設)

(1) 本学が別に定める会計規則、契約規程及びこの契約基準並びに契約に関する取扱い(以下「関係規程等」という。)を遵守し、いかなる不正又は不適切な契約も行わないこと。

(2) 本学との契約に関する会計帳簿及び伝票等の関係帳票並びに決算報告書及び法人税確定申告書等について、本学から閲覧若しくは提出又は本学との契約に関する勘定残高の確認依頼を求められたと

きは、これに応じること。

(3) 本学の構成員から研究費等の不正使用及び便宜供与についての依頼等があった場合には本学に通報すること。

(4) 本学との契約において、受注者に関係規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(補則)

第43 (略)

別記第2号 (第38条関係)

役務提供契約基準

この基準は、役務の提供に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

第1 (略)

2～4 (略)

5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6～11 (略)

(略)

(権利義務の譲渡等)

第4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、信用保証協会の流動資産担保融資保証制度を利用するために売掛債権を担保として提供しようとする場合には、前項本文の規定にかかわらず、当該売掛債権を担保に供することができる。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の役務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者

(補則)

第33 (略)

別記第2号 (第38条関係)

役務提供契約基準

この基準は、役務の提供に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

第1 (略)

2～4 (略)

5 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6～11 (略)

(略)

(権利義務の譲渡等)

第4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、信用保証協会の流動資産担保融資保証制度を利用するために売掛債権を担保として提供しようとする場合には、前項本文の規定にかかわらず、当該売掛債権を担保に供することができる。

は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。（新設）

- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の役務の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。（新設）

（略）

（支給材料及び貸与品）

- 第9 発注者が受注者に支給する役務を履行するための材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（施設を含む。以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

（略）

（著しく短い履行期間の禁止）（新設）

- 第12 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この請負に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよ

（略）

（支給材料及び貸与品）

- 第9 発注者が受注者に支給する役務を履行するための材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（施設を含む。以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

（略）

う、やむを得ない事由により請負等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。（新設）

第13～第14 （略）

（履行期間の変更方法）

第15 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第13の場合にあっては、発注者が履行期間変更の請求を受けた日、第14の場合にあっては、受注者が履行期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第16～第21 （略）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（契約保証金）

第22 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当する

第12～第23 （略）

（履行期間の変更方法）

第14 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第12の場合にあっては、発注者が履行期間変更の請求を受けた日、第13の場合にあっては、受注者が履行期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第15～第20 （略）

（履行遅滞の場合における損害金等）

第21 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から完了部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第19第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約保証金）

第22 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当する

ものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

- 2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、国立大学法人旭川医科大学に帰属するものとする。

(発注者の催告による解除権)

第23 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第4第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。 (新設)

(2) 正当な理由なく、役務に着手すべき期日を過ぎても役務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に役務を完了する見込みが明らかでないとき。

(4) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

ものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

- 2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、国立大学法人旭川医科大学に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第23 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、役務に着手すべき期日を過ぎても役務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了する見込みが明らかでないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第25第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与して

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(発注者の催告によらない契約解除権) (新設)

第24 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (新設)

(1) 第4第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第4第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該請負以外に使用したとき。

(3) この契約の役務の履行をすることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、履行が完了する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

いると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(6) 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第23の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第27又は第28の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項によりこの契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

(削除)

(削除)

(発注者の任意解除権)

第25 発注者は、役務が完了するまでの間は、第23及び第24の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(削除)

(削除)

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除の制限) (新設)

2 前項によりこの契約を解除する場合には、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第24 発注者は、役務が完了するまでの間は、第23第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、役務の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第26 第23各号又は第24各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第23及び第24の規定による契約の解除をすることができない。（新設）

（受注者の催告による解除権）

第27 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（削除）

（削除）

（削除）

（受注者の催告によらない契約解除権）（新設）

第28 受注者は、天災その他避けることの出来ない理由により、役務を完了することが不可能又は著しく困難となったときは、契約を解除することができる。（新設）

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除の制限）（新設）

第29 第27又は第28に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第27又は第28の規定による契約の解除をすることができない。（新設）

（不正行為に伴う契約解除）

第30 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（1）受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は

（受注者の解除権）

第25 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）発注者がこの契約に違反し、その違反により役務を完了することが不可能となったとき。

（2）天災その他避けることのできない理由により、役務を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。

2 第24第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（不正行為に伴う契約解除）

第26 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（1）受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は

第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他受注者の不正が発覚したとき。

2 (略)

(解除に伴う措置)

第31 発注者は、この契約が役務の完了前に解除された場合においては、役務の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分の履行の通知を受けることができるものとし、当該通知を受けたときは、当該通知を受けた役務の完了部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約が役務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の完了部分の検査に合格した部分に使用されたものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が役務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により

第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他受注者の不正が発覚したとき。

2 (略)

(解除に伴う措置)

第27 発注者は、この契約が解除された場合においては、役務の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分の履行の通知を受けることができるものとし、当該通知を受けたときは、当該通知を受けた役務の完了部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の完了部分の検査に合格した部分に使用されたものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損し

滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 第2項前段及び第3項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第23、第24又は第32第3項の規定によるときは発注者が定め、第25、第27又は第28の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び第3項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

5 役務の完了後に契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。（新設）

（発注者の損害賠償請求等）（新設）

第32 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。（新設）

(1) 履行期間内に役務を完了することができないとき。

(2) 第23又は第24の規定により、役務の完了後に契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額（単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額（契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額））の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。（新設）

(1) 第23又は第24の規定により、役務の完了前に契約が解除されたとき。

(2) 役務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不

たときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 第2項前段及び第3項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第23の規定によるときは発注者が定め、第24又は第25の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び第3項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。（新設）

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。（新設）

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から完了部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。（新設）

6 第2項の場合（第24第8号又は第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第22の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。（新設）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第33 受注者は、この契約に関して、第30第1項の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第28 受注者は、この契約に関して、第26第1項の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9

条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

2 受注者は、契約の履行を理由として前項の違約金を免れることができない。（新設）

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 受注者はこの契約に関して、第30第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。（新設）

5 前各項の規定は、第19の規定による役務の完了を確認した後においても適用があるものとする。

（受注者の損害賠償請求等）（新設）

第34 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。（新設）

(1) 第27又は第28の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第20第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。（新設）

（賠償金等の徴収）

第35 （略）

（個人情報に係る秘密の保持）（新設）

項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項の規定は、第18の規定による役務の完了を確認した後においても適用があるものとする。

（賠償金等の徴収）

第29 （略）

第36 受注者は、発注者から提供された「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」第2条第1項に規定する個人情報に関する情報又は知り得た個人情報に関する情報（以下「個人情報」という。）がある場合は、当該個人情報を次の各号の定めに従って取り扱わなければならない。（新設）

(1) 個人情報について秘密保持の義務を負うものとし、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。なお、契約期間の終了後も同様とする。

(2) 個人情報を利用するに当たっては、この契約を履行するため必要な場合に限るものとし、当該契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。

(3) この契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

(4) 個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

(5) この契約の履行後、個人情報を消去するとともに発注者から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を発注者に返却又は受注者の責任において消去処分しなければならない。

(6) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うため管理方法及び管理体制を定め、これを書面により発注者に通知するとともに、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を管理しなければならない。

2 受注者は、前項各号に定めるもののほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。（新設）

3 発注者は、受注者の個人情報の管理の状況について、受注者の事業所、事業場等において臨時に検査することができる。この場合において、受注者は、発注者から改善要求等があったときは、直

ちに必要な措置を講じなければならない。（新設）

4 受注者は、個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに発注者に連絡しなければならない。（新設）

5 受注者は、発注者の事前の書面による承諾のない限り、この契約の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。第6項、第7項及び第8項において同じ。）に委任又は請け負わせてはならない。（新設）

6 受注者は、この契約の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講じなければならない。また、受注者は、当該第三者との契約書等に次の各号に定める事項を明記するとともに、当該第三者における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

（新設）

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再々委託の制限又は事前承認等再々委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

7 受注者は、この契約の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、この契約に係る個人情報の当該第三者における管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査に

より確認するものとする。ただし、必要に応じて発注者自らが当該検査等を行うことができるものとする。（新設）

8 前2項は、個人情報の取り扱いに係る業務について当該第三者が別の第三者に再々委託を行う場合に準用するものとし、以降も同様とする。（新設）

9 前各項に違反し、個人情報の漏えい等の損害が発生した場合は、受注者はその賠償責任を負うものとする。（新設）

10 発注者は、受注者が前各項に違反した場合は、直ちに契約を解除することができるものとする。この場合においても、受注者は前項の賠償義務を免れないものとする。（新設）

（受注者の誓約義務）（新設）

第37 受注者は、本学が発注者となる役務提供に関する請負契約に当たり、次の各号を遵守した契約を行うことを誓約しなければならない。（新設）

(1) 本学が別に定める会計規則、契約規程及びこの契約基準並びに契約に関する取扱い（以下「関係規程等」という。）を遵守し、いかなる不正又は不適切な契約も行わないこと。

(2) 本学との契約に関する会計帳簿及び伝票等の関係帳票並びに決算報告書及び法人税確定申告書等について、本学から閲覧若しくは提出又は本学との契約に関する勘定残高の確認依頼を求められたときは、これに応じること。

(3) 本学の構成員から研究費等の不正使用及び便宜供与についての依頼等があった場合には本学に通報すること。

(4) 本学との契約において、受注者に関係規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

（補則）

第38 （略）

別記第3号（第39条関係）

（補則）

第30 （略）

別記第3号（第39条関係）

物品供給契約基準

この基準は、物品の供給に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

第1 (略)

2～3 (略)

4 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(略)

(権利義務の譲渡等) (新設)

第2 供給者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。(新設)

2 供給者は、この契約の目的物及び第10第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。(新設)

3 供給者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る売買に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、供給者の売買代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

(新設)

4 供給者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、売買代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る売買以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。(新設)

(供給者の請求による納入期限の延長)

第3 (略)

(著しく短い納入期限の禁止) (新設)

第4 発注者は、納入期限の延長又は短縮を行うときは、この業務に

物品供給契約基準

この基準は、物品の供給に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

第1 (略)

2～3 (略)

4 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(略)

(供給者の請求による納入期限の延長)

第2 (略)

従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。（新設）

（発注者の請求による納入期限の短縮又は延長）

第5 （略）

（納入期限の変更方法）

第6 納入期限の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、供給者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（第3の場合にあっては、発注者が納入期限変更の請求を受けた日、第5の場合にあっては、供給者が納入期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第7～第8 （略）

（売買代金の支払）

第9 供給者は、第8第2項又は第4項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払を請求することができる。

2 （略）

（部分払）

第10 （略）

（契約不適合責任）

第11 発注者は、引き渡されたこの契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、供給者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、供給者は、発注者に不相当な負担を課する

（発注者の請求による納入期限の短縮又は延長）

第3 （略）

（納入期限の変更方法）

第4 納入期限の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、供給者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（第2の場合にあっては、発注者が納入期限変更の請求を受けた日、第3の場合にあっては、供給者が納入期限変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第5～第6 （略）

（売買代金の支払）

第7 供給者は、第6第2項又は第4項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払を請求することができる。

2 （略）

（部分払）

第8 （略）

（瑕疵担保）

第9 発注者は、この契約の目的物に瑕疵があるときは、供給者に対して、目的物の引渡しを受けた日から相当の期間内に目的物の取替え若しくは瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

ものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。（新設）

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。（新設）

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(契約保証金)

第12 供給者は、契約保証金を納付した契約において、売買代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総売買代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当する

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10 供給者の責めに帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を供給者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により第7第2項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約保証金)

第11 供給者は、契約保証金を納付した契約において、売買代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総売買代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当する

ものを追加契約保証金として発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

- 2 供給者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、国立大学法人旭川医科大学に帰属するものとする。

(発注者の催告による解除権)

第13 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第2第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。 (新設)

(2) 正当な理由なく、納入期限を過ぎても納入しないとき。

(3) その責めに帰すべき事由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みが明らかでないとき。

(4) 正当な理由なく、第11第1項の履行の追完がなされないとき。
(新設)

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない契約解除権) (新設)

第14 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (新設)

(1) 第2第1項の規定に違反して売買代金債権を譲渡したとき。

(2) 第2第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該物品供給以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完納することができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡されたこの契約の目的物に契約不適合がある場合におい

ものを追加契約保証金として発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

- 2 供給者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、国立大学法人旭川医科大学に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第12 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、納入期限を過ぎても納入しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みが明らかでないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

て、その不適合が目的物を除却した上で再び供給しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 供給者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 供給者の債務の一部の履行が不能である場合又は供給者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が第13の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第17又は第18の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 供給者が次のいずれかに該当するとき。

(略)

(削除)

(削除)

(4) 第14の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 供給者が次のいずれかに該当するとき。

(略)

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給者は、売買代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができ

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除の制限) (新設)

第15 第13各号又は第14各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第13又は第14の規定による契約の解除をすることができない。 (新設)

(発注者の任意解除権) (新設)

第16 発注者は、物品が完納するまでの間は、第13又は第14の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(削除)

(削除)

(供給者の催告による解除権)

第17 供給者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(削除)

(削除)

(削除)

る。

第13 発注者は、物品が完納するまでの間は、第12第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、物品の納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金を供給者に支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と供給者とが協議して定める。

(供給者の解除権)

第14 供給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(2) 天災その他避けることのできない事由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。

2 第13第2項及び第3項の規定は前項の規定によりこの契約が解除さ

れた場合に準用する。

(供給者の催告によらない契約解除権) (新設)

第18 供給者は、天災その他避けることが出来ない事由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったときは、契約を解除することができる (新設)

(供給者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除の制限) (新設)

第19 第17又は第18に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給者は、第17又は第18の規定による契約の解除をすることができない。 (新設)

(契約解除に伴う措置) (新設)

第20 発注者は、物品の完納前に契約が解除された場合においては、物品の納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金額を供給者に支払わなければならない。 (新設)

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、供給者の負担とする。 (新設)

3 物品の完納後に契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び供給者が民法の規定に従って協議して決める。 (新設)

(発注者の損害賠償請求等) (新設)

第21 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。 (新設)

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第13又は第14の規定により、この契約の目的物の完納後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、供給者は、売買代金額（単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額（契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額））の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。（新設）
- (1) 第13又は第14の規定により、この契約の目的物の完納前にこの契約が解除されたとき。
- (2) この契約の目的物の完納前に、供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。（新設）
- (1) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして供給者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。（新設）
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、売買代金額から、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。（新設）
- 6 第2項の場合（第14第9号又は第11号の規定により、契約が解除された場合を除く。）において、第12の規定により契約保証金の納

付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。（新設）

（不正行為に伴う契約解除）

第22 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、供給者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 供給者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 供給者（供給者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他供給者の不正が発覚したとき。

2 （略）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第23 （略）

（供給者の損害賠償請求等）（新設）

第24 供給者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。（新設）

（不正行為に伴う契約解除）

第15 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、供給者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 供給者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 供給者（供給者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他供給者の不正が発覚したとき。

2 （略）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第16 （略）

(1) 第17又は第18の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第9第2項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。（新設）

(契約不適合責任期間等)（新設）

第25 発注者は、契約の目的物に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を供給者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、供給者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。（新設）

2 前項の通知は、不適合の種類やおおよその範囲を通知する。（新設）

3 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。（新設）

4 前各項の規定は、契約不適合が供給者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する供給者の責任は、民法の定めるところによる。（新設）

5 引き渡された契約の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、供給者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。（新設）

(賠償金等の徴収)

(賠償金等の徴収)

第26 (略)

(個人情報に係る秘密の保持) (新設)

第27 受注者は、発注者から提供された「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」第2条第1項に規定する個人情報に関する情報又は知り得た個人情報に関する情報（以下「個人情報」という。）がある場合は、当該個人情報を次の各号の定めに従って取り扱わなければならない。 (新設)

(1) 個人情報について秘密保持の義務を負うものとし、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。なお、契約期間の終了後も同様とする。

(2) 個人情報を利用するに当たっては、この契約を履行するため必要な場合に限るものとし、当該契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。

(3) この契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

(4) 個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

(5) この契約の履行後、個人情報を消去するとともに発注者から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を発注者に返却又は受注者の責任において消去処分しなければならない。

(6) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うため管理方法及び管理体制を定め、これを書面により発注者に通知するとともに、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を管理しなければならない。

2 受注者は、前項各号に定めるもののほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。 (新設)

第17 (略)

- 3 発注者は、受注者の個人情報の管理の状況について、受注者の事業所、事業場等において臨時に検査することができる。この場合において、受注者は、発注者から改善要求等があったときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。（新設）
- 4 受注者は、個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに発注者に連絡しなければならない。（新設）
- 5 受注者は、発注者の事前の書面による承諾のない限り、この契約の全部又は一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。第6項、第7項及び第8項において同じ。）に委任又は請け負わせてはならない。（新設）
- 6 受注者は、この契約の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように必要な措置を講じなければならない。また、受注者は、当該第三者との契約書等に次の各号に定める事項を明記するとともに、当該第三者における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。
（新設）
- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再々委託の制限又は事前承認等再々委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

7 受注者は、この契約の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、この契約に係る個人情報の当該第三者における管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。ただし、必要に応じて発注者自らが当該検査等を行うことができるものとする。（新設）

8 前2項は、個人情報の取り扱いに係る業務について当該第三者が別の第三者に再々委託を行う場合に準用するものとし、以降も同様とする。（新設）

9 前各項に違反し、個人情報の漏えい等の損害が発生した場合は、受注者はその賠償責任を負うものとする。（新設）

10 発注者は、受注者が前各項に違反した場合は、直ちに契約を解除することができるものとする。この場合においても、受注者は前項の賠償義務を免れないものとする。（新設）

（供給者の誓約義務）（新設）

第28 供給者は、本学が発注者となる物品の供給に関する契約に当たり、次の各号を遵守した契約を行うことを誓約しなければならない。（新設）

(1) 本学が別に定める会計規則、契約規程及びこの契約基準並びに契約に関する取扱い（以下「関係規程等」という。）を遵守し、いかなる不正又は不適切な契約も行わないこと。

(2) 本学との契約に関する会計帳簿及び伝票等の関係帳票並びに決算報告書及び法人税確定申告書等について、本学から閲覧若しくは提出又は本学との契約に関する勘定残高の確認依頼を求められたときは、これに応じること。

(3) 本学の構成員から研究費等の不正使用及び便宜供与についての依頼等があった場合には本学に通報すること。

(4) 本学との契約において、供給者に関係規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

（補則）

（補則）

第29 (略)

第18 (略)